

令和3年2月5日

催事主催者様

福岡県による緊急事態措置の延長をふまえた
2月8日から3月7日までの施設のご利用制限等について

(公財)アクロス福岡
施設サービスグループ

令和3年2月2日に福岡県より出された緊急事態措置の延長をふまえた施設利用制限の目安を下記のとおりとさせていただきます。

1. ご利用については収容定員の50%以内の参加人数を上限とします。
2. 使用時間は20時までとします。
 - 1) 使用時間とは「公演時間」をさし、撤去時間は含みません。
 - 2) 会議室における社内会議等については会議終了時間を20時としてください。
 - 3) 練習室のご利用については練習終了時間を20時としてください。
3. 上記1. 2. については、令和3年2月8日以降に申請された予約について適用されます。

2月7日時点で施設利用の予約が行われている場合は、この限りではありません。ただし、有料イベント等については、チケットが販売済みの場合に限りです。2月8日以降、収容定員の50%を超過するチケットの新規販売の停止をお願いします。また、催事内容にかかわらず収容定員の50%以内、使用時間20時までについてのご協力、ご検討をお願いします。
4. 上記の適用期間は令和3年2月8日（月）から3月7日（日）までとなります。

3月8日以降の対応については、あらためてお知らせいたします。
5. ご利用にあたって、令和3年2月28日迄の本件以外のご利用制限等については令和2年11月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る12月1日以降における施設のご利用制限等について」に記載の感染症対策等のご利用条件や取消料金減免措置等が引き続き適用されます。なお、取消料金減免期間については令和3年2月28日までとなっているものを、令和3年3月7日までに延長します。

令和3年3月1日以降の施設のご利用制限等の対応については、決まり次第お知らせいたします。

本件に関するお問合せ先
(公財)アクロス福岡 施設サービスグループ
TEL : 092-725-9113 / FAX : 092-725-4621
E-mail : riyou@acros.or.jp